

リース約款

借主（以下「乙」という）及び連帯保証人は、貸主（以下「甲」という）との間で、契約書及び以下に定める契約条項の内容により、それぞれ、リース契約及び連帯保証契約を締結します。

第1条（リース）

- (1) 甲は、表記の車両情報（以下単に表という）①欄記載の自動車（以下車という）を次条以下の条件で乙にリース（賃貸）することを約し、乙はこれを借り受けます。但し、表①欄の設定無の場合は、第3条第3項但し書、第6条、第7条、第8条及び第13条第2項の各条項は適用されません。
- (2) この契約は、この契約に定める場合を除き、解約もしくは解除することはできません。

第2条（車の引渡し）

- (1) 甲（又は甲の指定する者）は、表①欄記載の場所で車を乙に引渡します。
- (2) 乙は、甲から車を引渡す旨の通知を受けたときは、直ちにこれに応じ、車に契約内容不適合が無いことを確認のうえ引渡しを受けるものとします。
- (3) 前項の契約内容不適合があるときを除き、乙が車の引渡しを拒んだり遅らせたりしたときは、甲は甲の選択により、そのために受けた損害を乙に請求するか、又はこの契約を解除し、第19条の規定損害金（以下規定損害金という）を乙に請求することができます。

第3条（車の使用・保存）

- (1) リース期間は、登録日を始期とし、表③欄記載のとおりとします。但し、第20条第1項の再リースを行わない場合において、リース期間の満了する日（以下リース満了日という）が道路運送車両法に基づく自動車検査証の有効期間の満了日（リース期間中に継続車検を受けた場合には、当該検査にかかる自動車検査証の有効期間の満了日をいう、以下同じ）後、1ヶ月以内に到来する場合には、リース期間は自動車検査証の有効期間の満了日を以て終了します。
- (2) 乙は車を本来の用法及び諸法令に従い、通常の業務のため、善良なる管理者の注意を以て使用及び保管するものとします。リース期間満了の前後を問わず、車の保管、使用、運行等に関し、乙が本来の用法及び道路運送車両法その他諸法令に違反し生じた責任又は罰金等は、一切乙の責任と負担とし、乙は甲に何ら迷惑損害をかけないものとします。
- (3) 乙は、車を常に良好、安全な使用状態を保つよう乙の責任と負担で車の点検・整備を行うほか、道路運送車両法の規定に基づく点検・整備・検査を受け、車が損傷を受けた時は、乙はその原因の如何を問わず、乙の責任と負担で修理・修復を行います。但し、メンテナンスリースの場合で第6条に定められているものについては、これに従います。

第4条（リース料）

- (1) 乙は、表④欄記載のリース料及びリース料に対する消費税額（リース料及びリース料に対する消費税額を総称し、以下リース料等という）をリース開始日の属する月から毎月27日（但し自動振替都合上翌月27日の場合もあります）に甲に支払います。但し、表④欄に基準支払日と異なる記載がある場合は、同欄記載の支払日が優先して適用されます。尚、消費税額が増額された場合は、乙は甲の請求により、直ちにその増額分をリース料等とは別に甲に支払います。
- (2) 乙はリース料等を表④欄記載の方法により甲に支払います。リース料等支払いは原則として自動振替とします。尚、リース料の自動振替による収納は、甲の指定する収納代行業者が行う場合があります。
- (3) 甲乙双方は、リース料が表①欄記載の月間基準走行距離キロ数を前提に決定されたものであることを確認するものとします。
- (4) リース料等は、暦月単位とし、リースを開始した月及び期間途中で終了した場合（解除により終了した場合を含む）の終了日が1ヵ月に満たない場合でも、乙は1ヵ月分のリース料等を甲に支払います。
- (5) 乙は、リース期間中、理由の如何を問わず、車の使用不能又は不使用期間についてもリース料等の支払いを免れません。

第5条（遅延損害金）

乙は第4条のリース料等その他この契約に基づく一切の債務の支払いを遅滞した時には、支払うべき金額に対しその支払完済にいたるまで、年14.6%の割合（1年に満たない端数期間については、1年を365日とする日割計算による）による遅延損害金を甲に支払います。

第6条（メンテナンスサービス）

- (1) 甲は、以下に定めるメンテナンスサービスの実施を甲が指定する者（以下丙という）に委託し、乙は、丙が指定する整備工場（以下指定工場という）にて、これを受けるものとします。但し、乙は、メンテナンスサービスを依頼する場合の車の搬入場所及び日時等については、事前に丙又は指定工場と連絡をとり、その指示に従うものとします。尚、丙又は指定工場の事前の承諾を得ないものについては、甲は一切その費用を負担しません。
- (2) 前項に定めるメンテナンスサービスの範囲は、表①欄記載の項目とします。尚、メンテナンスサービスは法令及び車の製造会社の定める所定基準に基づき実施するものとします。
- (3) 第1項、第2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合はメンテナンスサービスの範囲外とします。但し、特約で定める場合を除く。

- ①乙の故意、重大な過失、契約違反、天災地変、その他不可抗力に起因する修理
- ②法令の制定、改廃及びこれらに基づく官公庁等の指示、指導等に起因する修理、改造、部品の取付。
- ③車自体（ボディ）の腐食、幌、荷台、キャリア等の腐食、破損、塗装メッキの褐色、看板文字の書き換え。
- ④冷凍機、パワーゲート、クレーン等架装部分。

第7条（代車の提供）

- (1) 第6条に基づきメンテナンスサービスに代車の提供が含まれる場合、甲は、第6条に定めるメンテナンスサービス実施に際して甲が必要と思われる場合に限り、実施期間中、丙をして丙又は指定工場の選定する代車を無償で乙に貸与させます。
- (2) 第3条の他、この契約の車の使用、保存、返還等に関する規定は前項の代車に準用します。
- (3) 事故及び腐食修理の場合は適用されません。

第8条（事故処理）

- (1) 第6条に基づきメンテナンスサービスに事故処理協力が含まれる場合、第10条第1項の事故について、乙から要請があった場合、甲は丙をして事故処理に関し、乙に協力させます。
- (2) 前項の場合、乙は対人・対物賠償保険、搭乗者傷害保険について、保険金の請求、受領権限を甲又は甲の指定する者に委任することをこの契約締結と同時に予め合意します。

第9条（車に関する保険及び保険料の負担）

- (1) 車に関する任意保険契約（以下保険契約という）に関しては、次の各号の場合に応じ当該各号の定めによります。但し、甲又は乙のいずれかが保険契約を締結する場合における車両保険の被保険者は甲とし、車両保険以外の保険の被保険者は乙とします。
 - ①表⑨欄に甲が付保手続きを行う場合には、甲が表⑨欄記載の条件に従い保険契約を締結するものとし、保険料はリース料に含まれるものとします。又、この場合、保険金額は甲所定の保険金額で付保可能限度額内で、乙が希望する同欄記載の金額とします。
 - ②表⑨欄に「乙」と記載してある場合には、乙が、乙自ら定める保険金額で乙の責任と負担により保険契約を締結するものとし、この場合、保険料は乙の負担とし、リース料に含まれないものとします。又、この場合、乙は保険契約締結後、遅滞なく甲に対し、保険証券写しを持参又は送付して交付します。
 - ③表⑨欄が空白の場合には、甲乙ともに保険契約を締結しないものとします。この場合、乙はリース期間中に生ずる一切の障害について、乙の責任と負担で解決し、甲は何ら責任を負わないものとします。
- (2) 甲は前項第1号の保険契約につき、乙の指定する保険会社と締結する場合、車の引渡し後、保険契約が締結されるまでの間に生じた事故による損害を負担せず、乙の責任と負担とします。
- (3) 車両事故において甲に保険金が支払われたときは、甲及び乙は次の各号の規定に従います。
 - ①車が修復可能な場合には、甲は、乙がこの契約の規定に従って車を修復した場合に限って、保険金額を限度として乙が負担した修復費用を乙に支払います。
 - ②車が滅失し、または毀損して修復不能の場合でかつ乙が第12条2項の規定損害金の支払いを全額履行した場合に限り、甲に支払われた保険金額を限度として、甲は乙に対し、甲が受領した規定損害金を返還します。
- (4) 乙は、対人・対物賠償保険金並びに搭乗者傷害保険金を保険会社に直接請求する時は、事前に甲に通知します。
- (5) 第1項の保険金で補填されない損害（保険適用外、保険金超過、保険免責等の損害）については、第6条のメンテナンスサービスの車両保険免責に別段の定めある場合を除き、一切乙の負担とし、甲は何らの責を負いません。

第10条（第三者に対する損害賠償）

- (1) リース期間満了の前後を問わず、車自体又は車の保管、使用、運行等によって、乙又は、乙の従業員を含む第三者が人的、物的の損害を受けた時は、乙はその原因の如何を問わず、又は甲が第三者より直接、損害賠償の請求を受けるか否かにかかわらず、乙の責任と負担で解決します。
- (2) 乙は、甲が車の賃貸人、又は所有者であることを理由に直接、賠償を支払わざるを得なかった場合は、甲が第三者に支払った金額と甲がその支払いに要した諸費用とを無条件で直ちに甲に補償します。
- (3) 甲が第1項の甲に対する請求に自ら対処し賠償の支払いを免れた場合においても、乙は甲がこれに要した費用を無条件で直ちに甲に支払います。

第11条（車の契約内容不適合等）

- (1) 甲は、第1号、又は車の引渡後は第2号もしくは第3号に関し、その責任を負いません。但し、乙が車の売主（以下売主という）に対する損害賠償請求権その他の権利（但し、甲と売主との間の売買契約解除権を含む）を甲より譲り受けて行使することを希望し書面で請求した場合には、甲は乙から第19条の規定損害金相当額の譲渡代金及びその時現在負担する債務の支払いを受けるのと引換えにこれらの権利を乙に対し譲渡します。
 - ①天災地変、ストライキその他の不可抗力並びに売主又は運送業者の都合、その他専ら甲の責任に帰し得ない事由による車の引渡の遅延又は引渡不能。
 - ②車の仕様、構造、品質その他車につき乙が必要とする一切の事項。
 - ③車の選択、決定に際しての乙の錯誤。

- (2) 甲は、前項第1号ないし第3号の事由、又は譲渡の目的となる権利の存否を判断することなく、前項の譲渡を行うものとし、前記の存否、売主の資力、又は乙と売主との間の交渉につき何らの責任も負いません。

第12条（車の滅失等）

- (1) 車が天災地変、その他不可抗力の場合を含め滅失し、又は毀損、損傷して修理、修復不能となった時は、乙は甲に対し書面でその旨通知し、甲がその事項を認めてその旨乙に通知した時この契約は終了します。この場合、車が存在する時は乙は第20条第2項各号の規定に従います。
- (2) 前項によりこの契約が終了した場合には、乙はその原因の如何を問わず、第19条の規定損害金を直ちに甲に支払います。但し、甲が第9条第1項に基づく車両保険金を受領できた時は、甲及び乙は同条第3項第2号の規定に従います。

第13条（車に関する諸費用の負担）

- (1) 車に関する自動車税（環境性能割・種別割）、自動車税（軽自動車税を含む）、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料は、表⑤欄の記載に従い負担し、甲の負担分についてはリース料に含まれます。
- (2) メンテナンスリースの場合は、第6条第2項に基づくメンテナンスサービスにかかる費用がリース料に含まれます。但し、この契約に基づくメンテナンスサービス費用は、車の月間走行距離が表⑩欄記載の月間基準走行距離であるとして算定されていることを乙は確認します。
- (3) 第1項の諸費用及び第9条第1項第1号に規定する任意保険料について変動があった場合、又は、法令の制定、改廃によって、車の保有、運行、取引等に関して新たな費用ないし公租公課が課せられた場合、その宛名、名義人の如何にかかわらず、甲はその差額、又は新たな費用ないし公租公課を乙に請求することができます。

第14条（車の所有権侵害等の禁止）

- (1) 乙は、甲が車に甲の所有権を表示する旨要求した時は、直ちに甲の指示に従い、これを表示します。
- (2) 乙は、車について次の行為、その他甲の所有権を侵害する行為をしてはなりません。
- ①担保に入れること。
 - ②第三者に譲渡し、又は占有名義を移転すること。
- (3) 乙は、甲の書面による事前承諾があった場合のほか、次の行為をすることはできません。
- ①車について造作、加工等その他一切の原状を変更すること。
 - ②車を第三者に転貸したり、この契約に基づく乙の権利、地位を第三者に譲渡すること。
 - ③車の使用の本拠地もしくは車庫又は保管場所を変更すること。
- (4) 車に装着した他の物件の所有権は、甲が書面により乙の所有権を認めた場合のほか、無償で甲に帰属します。

第15条（通知・報告事項等）

- (1) 乙又は連帯保証人は、次の各号の一に該当した場合には、その旨書面で甲に通知するものとします。
- ①住所、商号、氏名、勤務先、営業目的、リース料等の支払口座を変更した時。
 - ②代表者を変更した時。
 - ③事業の内容に重要な変更が生じた時。
 - ④第16条第1号ないし第6号の事実が発生し、又はそのおそれがある時。
- (2) 乙は、甲から要求があった場合には、その事業の状況を説明し、営業報告書その他甲の指定する関係書類を甲に提出します。尚、乙は甲が官公庁、金融機関等に対し、乙の財産・経営・業況等に関し照会し、必要な資料を請求することについて同意します。

第16条（契約解除）

甲は、乙が次の各号の一に該当した時、又は連帯保証人が次の第2号ないし第4号の一に該当した時は、催告をしないで通知のみでこの契約を解除することができます。この契約が解除された場合、解除日までに基準支払日を経過した月の分のリース料等の内、未払いのリース料等について、第4条第1項但書の優先適用規定は、何らの通知催告を要せず、解除と同時に当然にその効力を失うものとし、乙はこの未払いリース料等を規定損害金に加算して甲に支払います。

- ①リース料等の支払いを1回でも怠った時。
- ②小切手又は手形の不渡りを1回でも出した時。
- ③差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分等を受けた時。
- ④破産、民事再生法適用申請、会社更生法適用申請、会社整理適用申請、特別清算適用申請の申立があった時。
- ⑤営業の廃止、休止、解散の決議をした時、又は官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けた時。
- ⑥経営が相当悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある時。
- ⑦車について必要な保存行為をしない時。
- ⑧甲は、乙・乙の子会社・関連会社もしくは関係者等が暴力団その他の反社会的勢力であることもしくはあったことが判明したとき、又は関係諸法令もしくは公序良俗に反する行為（暴力団その他の反社会的勢力との取引を含む）を行ったとき、何ら通知・催告することなく、本契約を解除することができるものとする。
- ⑨甲に対して、詐術、暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為等をした場合。

⑩甲の名譽や信用等を侵害あるいは毀損し、またはそのおそれがある行為をした場合。

⑪甲の業務を妨害し、またはそのおそれがある行為をした場合。前項により甲が本契約を解除した場合は、甲は乙に対し、契約解除により乙に生じた一切の損害について賠償責任を負わないものとする。

第17条（車の返還）

- (1) リース期間の満了、契約解除、その他の事由により契約が終了した時は、乙は直ちに車を甲に返還します。
- (2) 乙は車を返還する際は、第14条第4項で甲に帰属したものを除き、乙の責任と負担で車を原状に回復したうえで、乙の費用負担において車を甲の指定する場所に、甲の指定する方法に従って返還します。
- (3) 前項の場合において、乙が車を原状に回復しない場合には、甲は付加された物件の所有権を取得することができ、乙はこれに対し返還又は利得償還請求等をすることができません。
- (4) 甲は、リース満了により返還された車両の実走行距離を確認し、実走行距離が契約月走行距離にリース月数を乗じた距離を超過した場合は、過走行による追加補修費用及び車両の価値減価相当額を乙に対して請求できるものとします。
- (5) 乙が車の返還を遅滞した時は、甲又は甲の指定する者が車の所在場所から車を回収することができ、乙又はその代理人もしくは従業員はこれを拒むことはできず、又、何ら異議、苦情の申立、妨害、損害賠償の請求等の行為もすることはできません。万一、車の返還が遅れた時は、甲は遅延日数に応じリース料等相当額の損害金を乙に請求できます。この場合、乙はこの契約の車の使用、保存、返還等に関する規定（第20条第2項を含む）に従います。

第18条（期限の利益の喪失等）

- (1) 第16条各号の一の場合においては、甲は次の全部又は一部をすることができます。
 - ①乙の甲に対する全部又は一部の債務について、期限が到来したものとみなすこと。
 - ②甲乙間に締結された全部又は一部の契約の同時解除。
 - ③リース料、又はその他の費用の全部又は一部の即時弁済の請求。
 - ④物件の引揚げ、又は返還の請求。
- (2) 甲によって前項の措置がとられた場合でも、このリース契約によるその他の乙の義務は免除されません。

第19条（規定損害金）

この契約が解除された日（以下「契約解除日」という。）現在の規定損害金は、未経過リース料残金相当額と甲が設定した車の残存価額相当額を合算した金額とします。なお未払いリース料がある場合は、規定損害金とは別に、未払リース料とその消費税等を支払うものとします。

第20条（期間満了・再リース）

- (1) リース期間満了の3か月前までに乙が甲に対し予告した場合には、甲と乙とは協議して車について新たなリース契約を締結できます。
- (2) 前項に基づく新たなリース契約を締結しなかった時は、リース期間満了後、乙は次の各号に従うほか、この契約の車の使用・保存・返還等に関する規定に従います。
 - ①第14条第4項で甲に帰属したものを除き、乙の責任と負担で車を原状に回復したうえで、甲の指定する期日に指定する場所に車を返還します。
 - ②車の返還が遅れた場合に、甲から要求があった時は、返還完了まで遅延日数に応じリース料相当額の損害金を甲に支払います。

第21条（残価清算）

表⑩欄において残価の清算「あり」と記載された場合において、甲は前条に基づき車の返還を受けた時は、車について直ちにこれを相当の価額で処分し、処分手数料に対する消費税額を控除した（但し、リース期間満了後直ちに乙と甲との間で新車を目的とした新たなリース契約を締結した場合は控除しない）残額が、表⑩欄記載の価額（以下残価という）を下回った場合にはその差額及び差額に対する消費税額を乙に請求するものとし、乙は請求後直ちにこれを支払い、残価を上回った場合には、甲はその差額及び差額に対する消費税額を乙に支払います。尚、表⑩欄において「残価の清算なし」と記載された場合は、本条は適用されないものとします。

第22条（甲の権利）

- (1) 甲は、この契約による権利を守り、回復するため、又は第三者より異議、苦情の申立を受けたため必要な措置をとった時は、車の搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を乙に請求できます。
- (2) 甲は、この契約に基づく権利、又は車の所有権及びこの契約に基づく地位と共に金融機関その他の者に担保に入れ又は譲渡できます。
- (3) 甲又は甲の指定した者は、いつでも乙の事務所など車の保管場所に立ち入って、車の現状・保管状況等を点検、調査することができます。又、これらに関する報告を求められた時は、乙はいつでもこれに応じます。

第23条（甲による権利の移転）

甲は、乙が第16条の各号の一に該当し、又は、この契約に違反した時は、甲の任意の時期において、車並びにこの契約の甲の地位（権利、義務一切を含む）を第三者に譲渡し、第三者をしてこの契約に基づく甲の権利を行使させることができます。

第24条（担保）

債権保全を必要とする相当の事由が生じた時は、乙は甲の請求によって、直ちに甲の承認する担保もしくは増担保を差し入れ、又は連帯保証人をたて、もしくはこれを追加します。

第25条（費用等の負担）

（1）この契約の締結に関する費用及びこの契約に基づく乙の債務履行に関する一切の費用は乙の負担とします。

（2）前項の費用及びこの契約に基づく乙の債務を甲が立替払いをした時は、乙は甲に立替金を直ちに支払います。この場合において甲の要求があった時は、乙は完済まで年14.6%の割合（1年に満たない端数期間については1年を365日とする日割計算による）による利息をこの立替金に含めて甲に支払います。

第26条（相殺の禁止）

乙は、この契約に基づき甲に対し負担する債務を、甲又は甲の承継人に対する乙の債権を以て相殺することはできません。

第27条（甲の通知）

甲において、乙又は連帯保証人に対する通知をする必要を生じた時は、変更の通知のない限りこの契約書の住所欄・氏名欄の記載に従って通知を発するを以て足りるものとし、その通知が通常到達すべかりし時に、その通知内容の効果を生ずるものとし、

第28条（弁済の充当）

この契約に基づく乙の債務弁済が債務全額を消滅させるに足りない時は、甲は、甲が適当と認める順序方法により充当することができます。

第29条（連帯保証人）

（1）連帯保証人は、この契約に基づく乙の甲に対し負担する次の各号に掲げる債務（以下「主たる債務」という）につき、乙と連帯して債務履行の責に任じます。

- ①第4条に定めるリース料、消費税
- ②第5条に定める遅延損害金
- ③第10条に定める損害賠償
- ④第19条に定める規定損害金
- ⑤第21条に定める残価清算

（2）連帯保証人は、甲がその都合によって担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しません。

（3）連帯保証人は保証債務を履行した場合、代位によって甲から取得した権利は、乙と甲との取引継続中は、甲の同意がなければこれを行使しません。もし、甲の請求があれば、その権利又は順位を甲に無償で譲渡します。

（4）甲が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をした時は、乙及び他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生じるものとし、（5）乙は連帯保証人に本件連帯保証契約の締結を委託するに際し、連帯保証人に対し次の各号に掲げる情報について遺漏又は不足なく正確に提供したことを表明し保証します。但し、連帯保証人が法人である時はこの限りでないものとし、

- ①財産及び収支の状況
- ②主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- ③主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがある時は、その旨およびその内容

（6）連帯保証人は、乙から本件連帯保証契約の締結を受託するに際し、前項各号に掲げる情報について遺漏又は不足なく正確に提供を受けたことを表明し保証します。但し、連帯保証人が法人である時はこの限りでないものとし、

（7）連帯保証人が法人でない時は、乙はその甲に対する主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報について、予め甲が連帯保証人に対してこれを開示することを承諾します。

（8）乙及び連帯保証人は、（5）（6）の自らの表明が真実でない場合には、甲の請求に応じて、直ちに、甲に対する一切の債務を履行するとともに、甲に生じた損害を賠償します。

第30条（貸渡許可）

この契約に基づく甲の車についての乙に対する貸渡義務は、道路運送法に基づく貸渡許可が得られることを条件とします。

第31条（公正証書）

乙及び連帯保証人は、この契約、第4条、第5条、第12条、第16条、第17条、第19条、第20条、第21条に基づく金銭債務の履行を怠った時には、強制執行を受けても異議がないことを承諾のうえ、甲から請求あり次第、乙の負担でこの契約を公正証書とします。

第32条（合意管轄裁判所）

甲、乙及び連帯保証人は、この契約についての紛争解決について、甲が任意に選択する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とします。

第33条（特約）

表記特約欄に記載の特約はこの契約の一部であり、他の条項に優先して適用され、この契約と異なる合意は、ここに記載するか、別に書面で甲乙が合意しなければ効力はありません。

第34条（約款の変更・承認）

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、通知（書面または電磁的方法によるものとします。）または、甲のホームページ（www.modecca.co.jp）上の告知を行うことにより、本約款の一部もしくは全てを変更又は廃止することができるものとし、当該告知から3ヶ月以内に異議を述べない場合は、変更後又は廃止後の内容に承認したものとみなし、以後、変更後の約款が適用されるものとし、

- ①変更の内容が乙の一般の利益に適合するとき。
- ②変更の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

第35条（反社会的勢力の排除）

（1）乙及び連帯保証人は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団準構成員
- ④暴力団または暴力団員もしくは暴力団準構成員と密接な関係を有するもの（団体を含む）
- ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等⑥その他前各号に準ずる者

（2）乙及び連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

第36条（住民票取得の同意）

乙は、本申込みに係る審査のため若しくは途上管理に係る審査のため若しくは債権管理のために、甲が必要と認めた場合には、乙の住民票等を甲が取得し利用することに同意します。

個人情報の取り扱いに関する同意事項

第1条（個人情報の収集・保有・利用）

（1）申込者（契約者）（以下「私」という）及び連帯保証人予定者（以下「連帯保証人」という）は、本契約（本申込みを含む。以下 同じ）を含むモデルクレジット株式会社（以下「当社」という）との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で、収集・利用することに同意します。

- ①所定の申込書に私及び連帯保証人が記載した私及び連帯保証人の氏名、年齢、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況（変更情報を含む）
- ②本契約に関する申込日、契約日、契約額、車名、リース料総額、リース期間
- ③本契約に関する支払開始後の残リース料、残リース期間、月々の支払状況、振替口座
- ④本契約に関する入金日、残高金額、延滞、債権譲渡等の情報
- ⑤本契約に関する私及び連帯保証人の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、私及び連帯保証人が申告した私及び連帯保証人の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット、リース等の利用履歴及び過去の債務の返済状況

（2）私及び連帯保証人は、当社が本契約に関する与信業務の一部又は全部を、当社の提携先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、（1）により収集した個人情報を当該提携先に提供し当該提携先企業が利用することに同意します。

（3）私及び連帯保証人は、当社が当社の事務（営業、コンピュータ事務、代金決裁事務及びこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、（1）により収集した個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

（4）本契約に関する債権の管理・回収を行う場合、債権の評価、分析を行うため、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、（1）

により収集した個人情報を下記の法務省認可のサービサー会社に提供することに同意します。

名称：ニッテレ債権回収株式会社

住所：〒108-0023東京都港区芝浦3-16-20芝浦前川ビル6階

電話番号：03-3769-4611 ホームページ：<http://www.nissaiken.co.jp/>

- (5) 私及び連帯保証人は、当社とのカーリース契約に関するメンテナンス業務等のために、当社が個人情報の保護措置を講じた上で(1)により収集した個人情報を利用することに同意します。

第2条 (個人信用情報機関への登録利用)

- (1) 当社が加盟する個人信用情報機関 (個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの) 及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、私及び連帯保証人の個人情報 (破産宣告等の公的記録情報、電話帳記載の情報、貸金業協会から登録を依頼された情報を含む) が登録されている場合には、割賦販売法及び貸金業規正法等により契約者の支払能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。
- (2) 私及び連帯保証人の本契約に基づく個人情報 (本申込に基づく氏名、生年月日、電話番号等の本人識別情報及び申込日、申込商品種別等の情報並びに本契約に基づく氏名、生年月日、住所、電話番号勤務先等の本人識別情報及び上記1(1)②~④の情報)、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人信用情報に下表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、契約者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

項目	会社名	株式会社シー・アイ・シー (C I C)
①本契約に係る申込みをした事実		当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
②本契約に係る客観的な取引事実		契約期間中及び契約終了後5年以内
③債務の支払を延滞した事実		契約期間中及び契約終了日から5年間

- (3) 当社が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は別途、書面により通知し、同意を得るものとします

名称：株式会社シー・アイ・シー

住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

電話番号：0570-666-414 ホームページアドレス：<http://www.cic.co.jp>

* (株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記ホームページをご覧ください。

- (4) 当社が加盟する個人信用情報機関 (株)シー・アイ・シー) と提携する個人信用情報機関は、下記の通りです。

名称：全国銀行 個人信用情報センター

住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5020 ホームページ：<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

* 全国銀行 個人信用情報センター加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記ホームページをご覧ください。

名称：株式会社日本信用情報機構

住所：〒110-0014 東京都台東区北上野1丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館

電話番号：0570-055-953 ホームページ：<http://www.jicc.co.jp/>

* (株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記ホームページをご覧ください。

- (5) 上記の(3)に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は下記のとおりです。

(株)シー・アイ・シー

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、契約額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報

第3条 (個人情報の利用)

私及び連帯保証人に対する売買契約・役務提供契約および商品の市場調査、宣伝、営業案内等の履行のため当社が上記1.①~④のお客様の個人情報を利用させていただきます。なお、上記の具体的な事業内容については、当社所定の方法 (インターネットのホームページへの常時掲載等) によってお知らせしております。

第4条 (個人情報の提供・利用)

- (1) 私は、当社が下記の場合に第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じた上で提供し、当該提供先が利用することに同意します。

○当社の加盟店又は取引店が、売買契約・役務提供契約等の履行による私に対するサービスの履行のために個人情報を利用する場合

○当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社の提携会社等が下記の目的により個人情報を利用する場合

①提携会社等における商品、役務等の市場調査、商品開発

②提携会社等における宣伝物等、営業案内 ③提携会社等における商品等に関する案内

* なお、上記の当社の具体的な提携会社等については、当社所定の方法 (インターネットのホームページへの常時掲載等) によってお知らせしております。

- (2) 上記(1)①~③の提携会社等への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から5年間とします。

第5条（個人情報の開示・訂正・削除）

お客様は、当社及び上記2.で記載する個人情報情報機関並びに上記4.で記載する当社の提携会社等に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。開示の結果、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社及び上記2.で記載する個人情報情報機関並びに上記4.で記載する当社の提携会社等に対し、訂正・削除等の申立を、それぞれが定める手続き及び方法によって行なうことができます。

第6条（契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、上記1.及び2.（2）①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第7条（重要事項に不同意の場合）

当社はお客さまが本申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合及び本重要事項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りする場合があります。但し、上記3.又は4.に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。また、それによる不利益がお客さまに生じる恐れがある場合は、契約書に記載するものとします。

第8条（利用、提供中止の申出）

上記3.及び4.の範囲内で当社がお客さまの個人情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置を取ります。

第9条（問合せ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除や利用・提供の中止等に関しましては、下記当社お客様相談室にご連絡ください。

〒830-8601 福岡県久留米市日吉町24-2 TEL：0942-33-4147